

令和8年4月1日から、 平塚市での責任技術者登録が 不要になります

※平塚市公共下水道指定工事店等に関する規則を
改正し、市の責任技術者登録制度は廃止します。

現行 選任する責任技術者は、平塚市で責任技術者登録をした者。

令和8年4月1日から

選任する責任技術者は、神奈川県下水道協会から下水道排水設備工事責任技術者試験の合格証または更新講習の修了証が交付されている者。

→平塚市での責任技術者登録は不要

平塚市の責任技術者証は、令和8年4月1日をもって無効とさせていただきます。お手数ですが下水道経営課まで返却いただくか(郵送可)、御自身で破棄をお願いいたします。

今後変わること

●指定工事店

→平塚市の指定工事店の更新・変更手続きの一部が変わります。

○具体的には

→指定工事店の更新・変更手続きのみ行い、個々の責任技術者の更新・変更手続きは不要になります。

※責任技術名簿の添付書類として、雇用証明書類および神奈川県下水道協会の合格証または修了証の写しが必要です。

●責任技術者

→平塚市での責任技術者の登録・更新・変更手続きは不要になります。

○具体的には

→新たに指定工事店で従事するときは、工事店からの変更手続きのみで完結します。

→神奈川県下水道協会での更新や氏名・住所等の変更手続きは、今までどおり行って下さい。

※神奈川県下水道協会の合格証または修了証を大切に保管して下さい。

↓「平塚市 指定工事店 申請」で検索→



各手続きの詳細は、平塚市ホームページの「申請の手引き」を御確認ください。

御不明な点がございましたら、右記までお問い合わせ下さい。
お手数ですが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

平塚市 土木部 下水道経営課
排水設備担当 TEL:0463-21-8785